

審査票		市内 市外		コード		種目変更 有(工/測)・無		1次審査	2次審査
申請者 ※会社名等(商号、屋号又は名称)を記入		資格	物 工 測	主たる種目(工/測)		従たる種目(工/測) ※2種目登録できる場合のみ記入		変更前種目	変更後種目
書類 番号	書類名	注意点等		提出時 確認	審査	不備の内容等			
1	申請書	・システムで印刷する。 ・両面印刷を。							
2	到達確認画面	・システムで印刷する。 (「電操マ」P51参照)							
3	審査票(この用紙)	・1申請者につき1枚。 ・提出時確認完了後、封筒に入れる。							
4	印鑑証明書	・発行日がR5.3.14以降。 ・写し可。ただし、写しの場合は <b>印影及び文字が鮮明なもの</b> 。 ※不鮮明な場合は原本の提出を求めることがあります。							
5	「使用印鑑届」 又は 「委任状兼使用印鑑届」	<受任者設定> なし:「使用印鑑届」 あり:「委任状兼使用印鑑届」 ・実印は登録しているもの、 <b>使用印/併用印は手引記載の要件に該当するもの</b> 。							
6	はがき(京都市競争入札 参加資格【物品】の更新 手続のご案内)	・ <b>物品資格更新</b> 申請業者のみ必要 ・令和5年5月末頃に郵送済 ・紛失等の場合は提出がなくともやむを得ないものとする							
7	履歴事項全部証明書	・発行日がR5.3.14以降。 ・写し可。ただし、写しの場合は <b>文字が鮮明なもの、ページ抜けがないもの</b> 。 ※不鮮明な場合や内容に疑義がある場合は原本の提出を求めることがあります。							
8	納税証明書(国税等)	・発行日がR5.3.14以降。 ・写し可。ただし、写しの場合は <b>文字が鮮明なもの</b> 。 ※不鮮明な場合は原本の提出を求めることがあります。							
9	確定申告書及び (白色申告)収支内訳書 (青色申告)青色申告決算書	・物品の個人事業主のみ。							
<b>工 事</b> ※「工事」の資格を申請しない者は10~14記入不要									
10	建設業許可証明書又は通知書	・登録種目に対応する業許可。 ・許可日がH30.6.14以降(R5.6.13時点有効)							
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・審査基準日R3.11.14以降、通知日R5.6.13以前で、登録種目のP点が必要。 ・社会保険欄「無」は、別途証明書を添付							
12	技術職員名簿	書類11の申請時に添付したもの。 ・必要事項について加筆等あり。(手引P23)							
13	技術者経歴書	【原則として小修繕種目登録者のみ】 ・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。							
14	法人化以前の営業確認	・直近1年間で法人化等により同一人格として営業継続性が証明できない場合等。							
	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	・組合のみ提出。							
	京都市指定給水装置工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR5.6.13よりも前で、有効期限がR5.6.14以降							
	京都市指定下水道工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR5.6.13よりも前で、有効期限がR5.6.14以降							
<b>測 量 ・ 設 計 等</b> ※「測量・設計等」の資格を申請しない者は15~20記入不要									
15	登録証明書	・R4.6.14以前登録で、R5.6.13現在有効							
16	技術者経歴書(測量・設計等)	・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。							
17	現況報告書等	・測量、土木設計、地質調査、補償コンサルタント登録申請者							
18	財務諸表等	・補償コンサルタント以外の補償調査その他、建築設計、設備設計登録申請者							
19	技術者の資格証明書等	(書類16)記載の技術者のうち、(書類17)で確認できない者の資格と雇用証明を添付している。							
20	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	組合のみ							